

## ニュージーランド地震対策本部の設置について

〔平成23年2月24日  
閣議決定〕

- 1 平成23年2月22日にニュージーランドで発生した地震に関し、事態の把握、在留邦人の救助及び被災地への支援を迅速かつ的確に実施するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とするニュージーランド地震対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。  
本部長 内閣総理大臣  
副本部長 内閣官房長官  
外務大臣  
本部員 総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）  
（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）及び内閣官房副長官補（外政担当）が出席する。
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房副長官補（外政担当）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 5 平成23年2月22日に設置されたニュージーランド地震対策室は廃止し、これまで同対策室が処理した事務については、本部に引き継がれるものとする。